

N P O 法人財務分析

平成 1 7 年 3 月
埼 玉 県

NPO法人財務分析

分析結果の概要

本調査結果から次のような傾向と特徴が見られた。

1 財務状況分析

(1) 財産が増加傾向にある。

調査対象法人(71法人)の平均資産額及び平均負債額は、ともに年々増加している。負債の増加を資産の増加が上回り、正味財産額(資産から負債を引いた額)は増加している。

(2) NPO法人の平均収入は年々増加している。一方で、無償でサービスを提供する法人の数も増えている。収入合計に占める事業収入の割合が0%の法人と、75%以上の法人が多く、二極化している。

収入のうち75%以上が事業収入という法人が多く、調査対象法人の3分の1を占める。事業収入の平均額は年々増加しているが、一方では事業収入がない法人の数も増加している。

これは、事業が軌道に乗っている法人と、そうでない法人がはっきり分かれてきたという見方と、有償でサービスを提供する法人と、無償でサービスを提供する法人とに分かれているとの見方ができるが、事業収入額が0円の法人が25法人なのに対し、事業支出額が0円の法人は4法人しかないことから、後者の要因がより強く働いていると考えられる。

(3) 会費収入及び寄附金収入は減少傾向にある。社会に向けての積極的なPRが必要である。

NPO法人の活動は、行政や企業の活動で賅えない分野をカバーすることに1つの大きな意義がある。このような活動は市民によって支持されなければ成り立たない。

税制上、NPO法人については、対価性のない会費、寄附金は課税されないことになっている。この税制上のメリットを活かすために、NPO法人は、自らその活動の必要性を社会に広く伝え、社会的認知を高めることにより、会費収入、寄附金収入の増加を図ることが必要であると考えられる。

2 認定NPO法人シミュレーション

認定NPO法人制度の要件緩和は、早期の認定により効果が高まる。

NPO法人の数は全国で2万を超えたが、認定NPO法人は30にすぎない。税制優遇のための国税庁認定の認定NPO法人制度を普及させるには、寄附金収入の割合の要件を緩和するだけでなく、現行基準の2事業年度経過後でないと申請できない点を改正し、早期に認定ができるようにした場合、効果が大きいことが予測された。

調査の実施概要

1 財務状況分析

特定非営利活動法人は、毎事業年度初めの3か月以内に、前事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書（以下、「事業報告書等」という。）を作成しなければならない。また、作成した事業報告書等は、所轄庁に提出することとされている。（特定非営利活動促進法第28条及び第29条）

本調査においては、埼玉県認証の特定非営利活動法人の、平成13年度から平成15年度の事業報告書等を基に分析した。

対象は次の条件による。

（1）3年間の財務状況の推移を見るため、平成13年度以前から活動をしている法人を対象とする。

（2）（1）のうち、平成13年度に設立した法人で事業期間が短かったものは除外する。

（3）解散または他の所轄庁へ転出した法人は除く。

上記の条件に該当する法人は71法人。この71法人の3年間の推移を調査した。

なお、収支は特定非営利活動事業会計を対象に調査した。

2 認定NPO法人シミュレーション

認定NPO法人のパブリックサポートテストの寄附金収入割合の要件を緩和した場合、認定の対象がどの程度増えるかを予測した。

対象法人数 71法人（財務状況分析と同）

3 参考 特定非営利活動法人の概要

平成16年度までに埼玉県が認証した特定非営利活動法人が対象（平成17年3月31日までの認証見込みを含む。）

対象法人数 646法人

調査結果

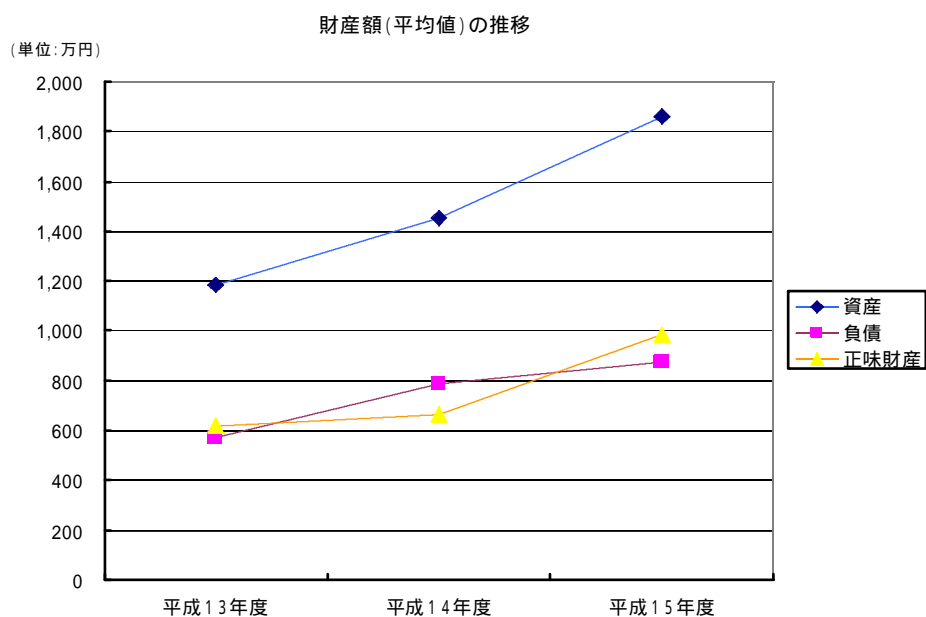
1 財務状況

(1) 財産

ア 財産額（71法人の平均値）の推移

財産額平均値の平成13、14、15年度の推移は、資産が、1,185万円、1,452万円、1,861万円。負債が569万円、789万円、875万円。正味財産が616万円、662万円、985万円となっている。

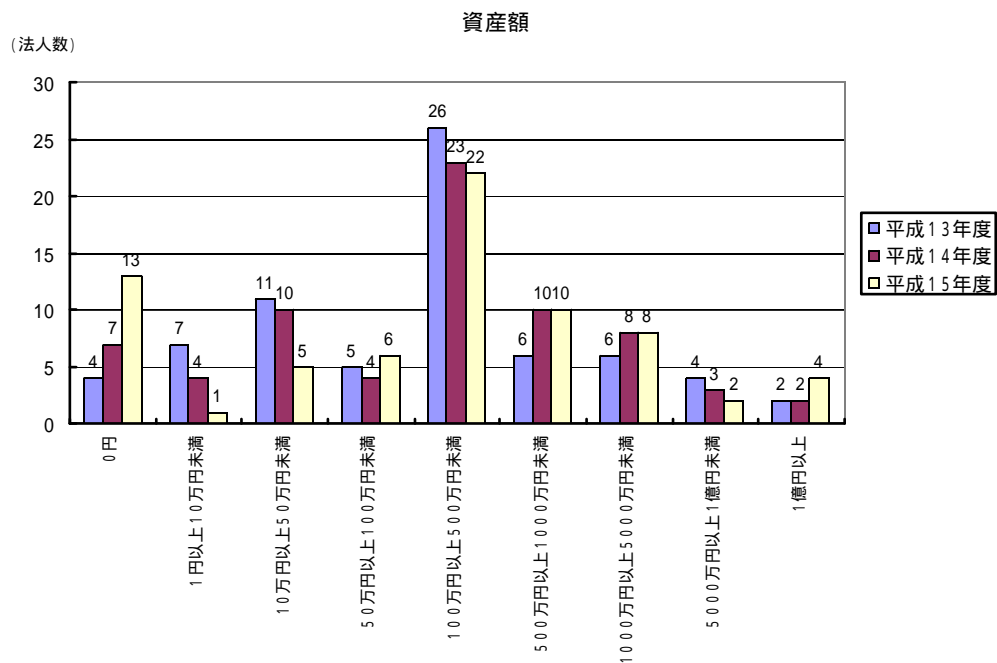
資産、負債の両方が増加しているが、負債の増加を資産の増加が上回り、正味財産は増加している。



イ 資産額

資産額は、100万円以上500万円未満が、平成15年度は22法人(31%)と最も多い。

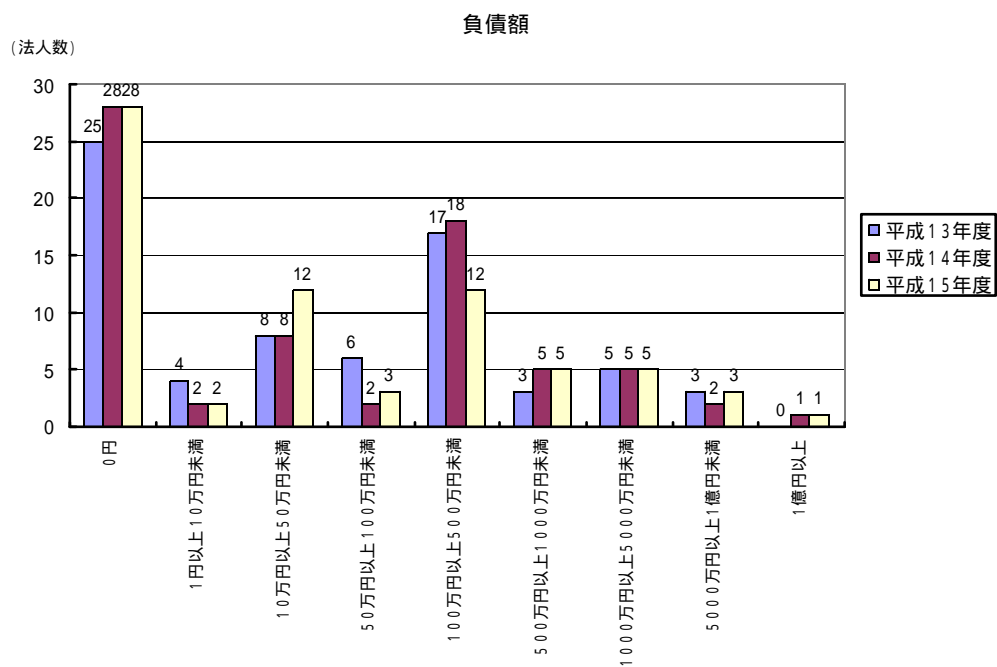
平成15年度の最高額は、4億1,618万円。平均額は、1,861万円となっている。



ウ 負債額

負債のない法人が多い。平成15年度は28法人(39%)となっている。

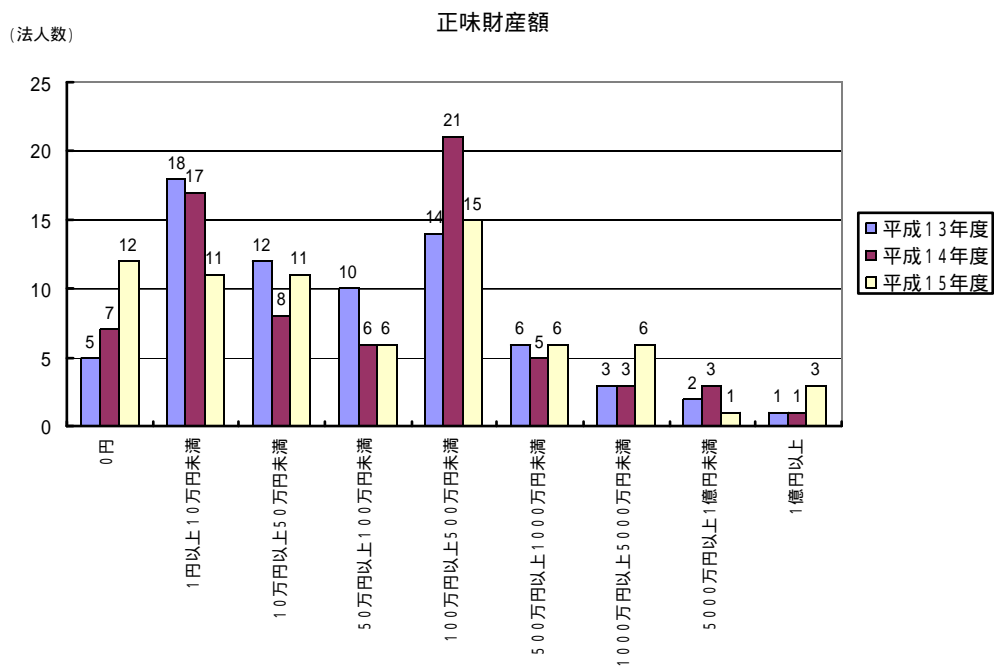
平成15年度の最高額は、2億4,874万円。平均額は、875万円となっている。



エ 正味財産額

正味財産額(資産から負債を引いた額)は、100万円以上500万円未満が、平成15年度は15法人(21%)と最も多い。

平成15年度の最高額は、1億8,150万円。平均額は、985万円となっている。



(2) 収支

ア 収入合計額及び収入内訳

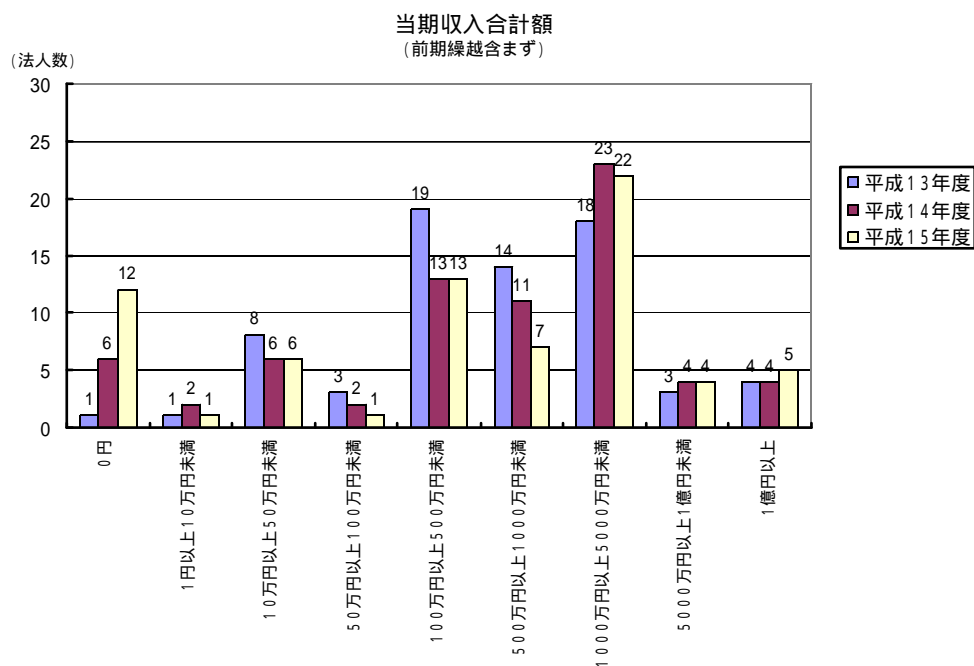
当期収入合計額は、1,000万円以上5,000万円未満が、平成15年度は22法人(31%)と最も多い。平成15年度の最高額は、4億1,638万円となっている。

当期収入合計額の平均は、平成13年度が2,348万円、14年度が2,599万円、15年度が2,981万円と増加している。

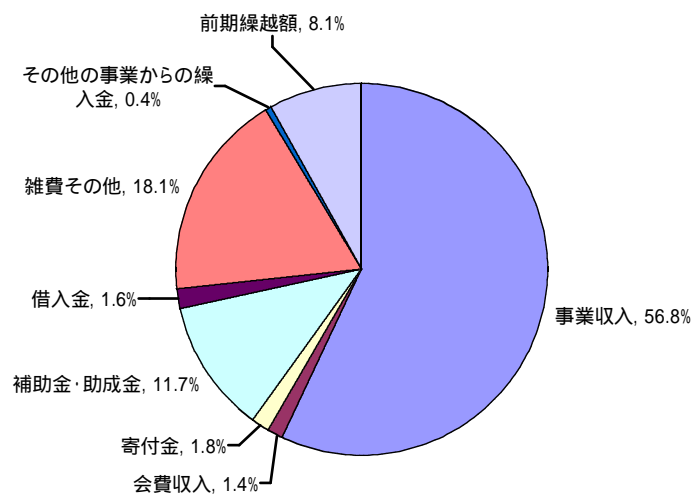
収入内訳は、事業収入が56.8%と過半を占める。

71法人中、定款にその他の事業を規定している法人は22法人(31%)である。このうち、特定非営利活動事業会計に収益の繰入があったのは3法人(15年度)である。この3法人の繰入額の平均は、約330万円となっている。

その他の事業で生じた収益に頼らなくても、特定非営利活動に係る事業における収入によってその支出を賄っている状況がうかがえる。



前期繰越額を含めた収入内訳(平成15年度)

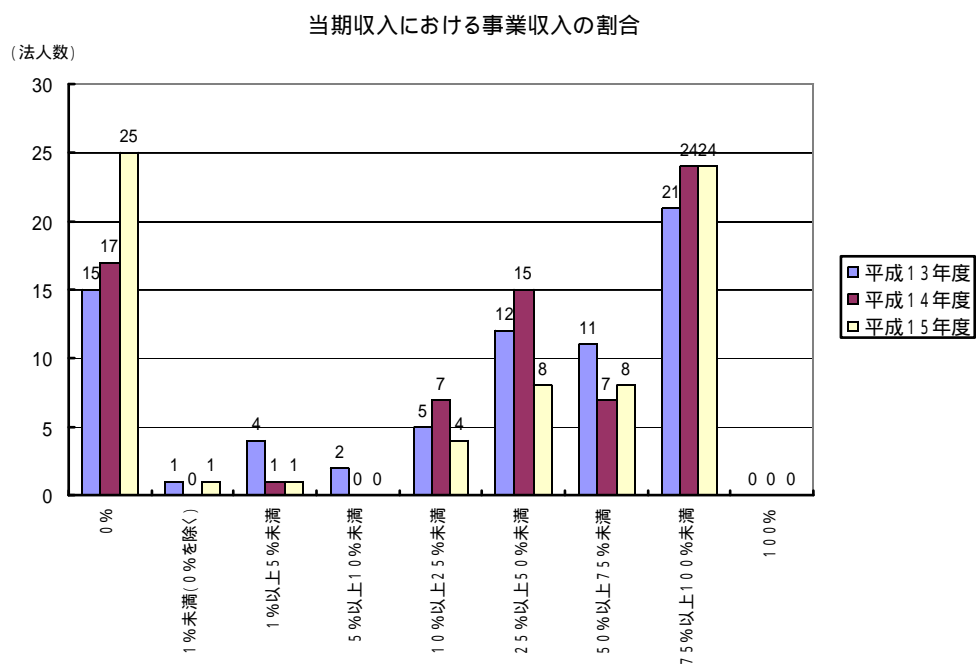
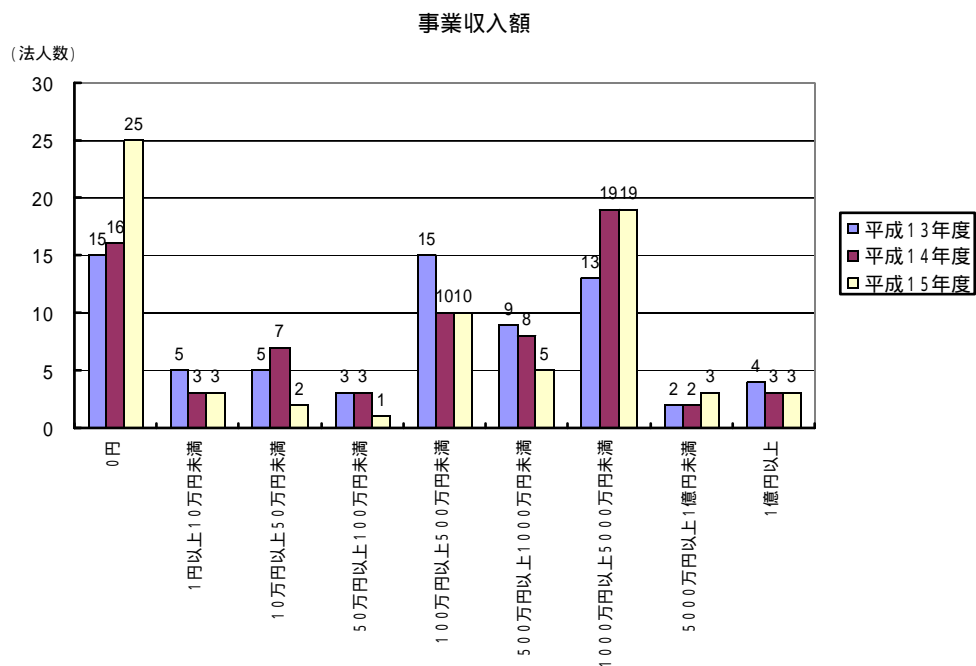


イ 事業収入額及び事業収入割合

事業による収入は、1,000万円以上5,000万円未満が多かったが、平成15年度においては、0円が増加している。

事業収入額の平均は、平成13年度が1,644万円、14年度が1,661万円、15年度が1,843万円と増加している。

当期収入合計額のうち事業収入が占める割合は、75%以上100%未満の法人が多い。

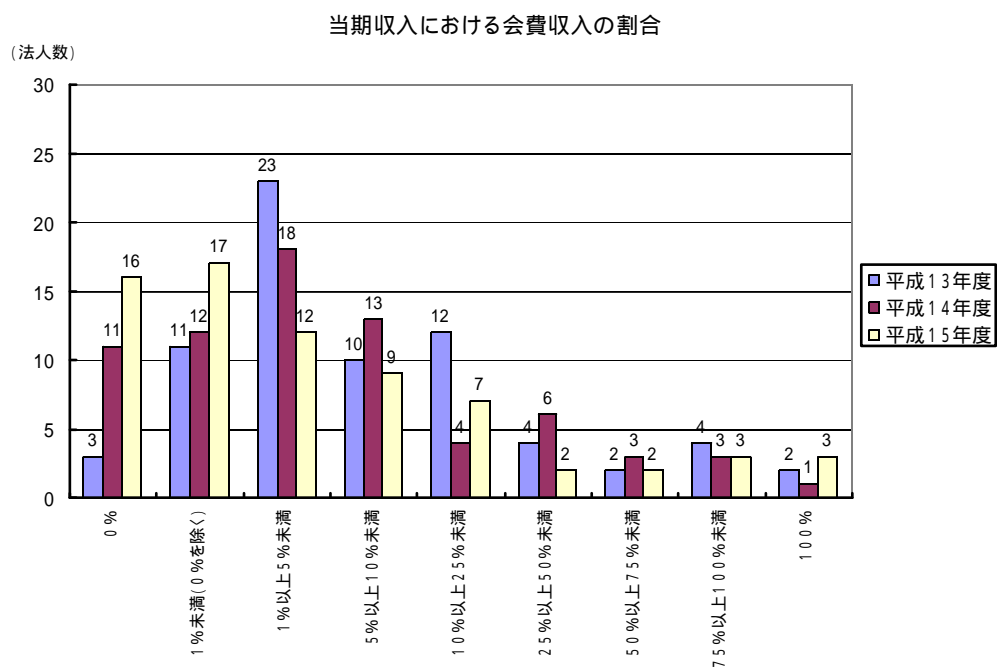
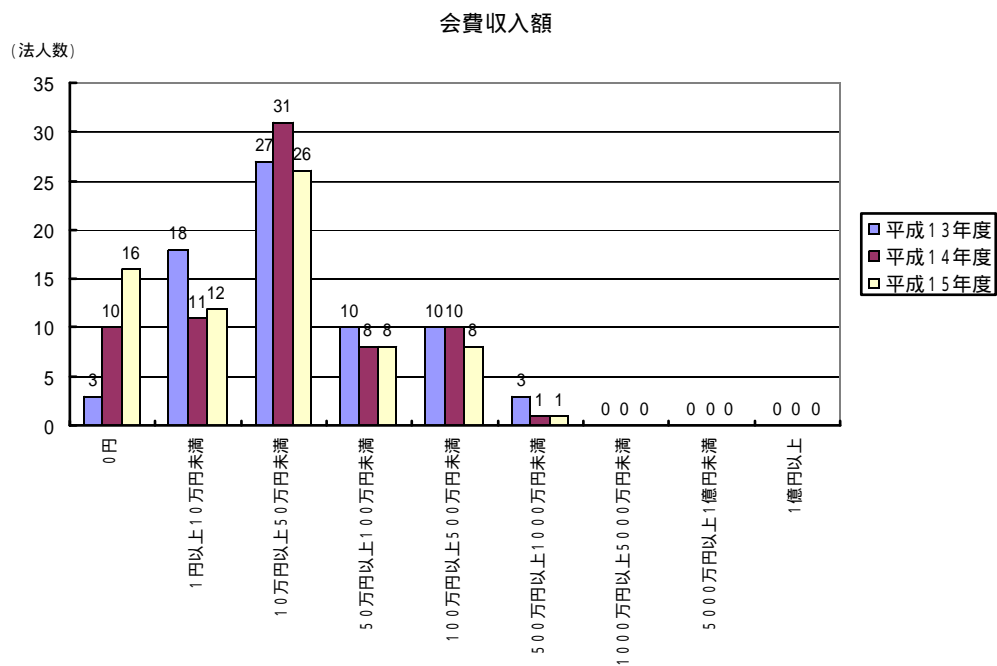


ウ 会費収入額及び会費収入割合

会費による収入（入会金や年会費など）は、10万円以上50万円未満が最も多い。

会費収入額の平均は、平成13年度が67万円、14年度が50万円、15年度が45万円と減少している。

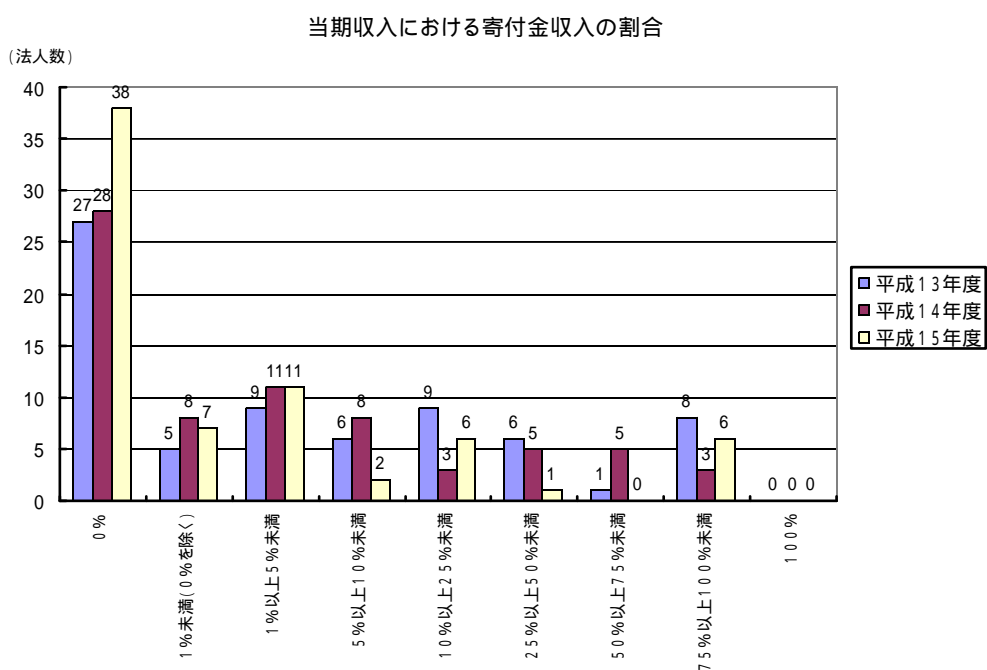
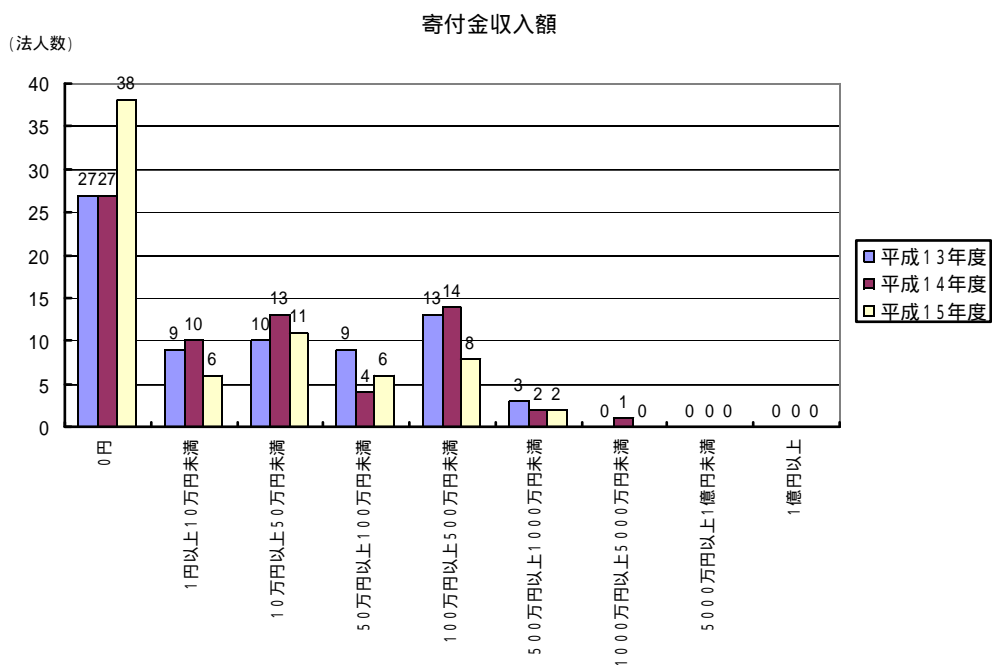
当期収入合計額のうち会費収入が占める割合は、1%以上5%未満の法人が多い。



エ 寄附金収入額及び寄附金収入割合

寄附金収入のない法人が多い。

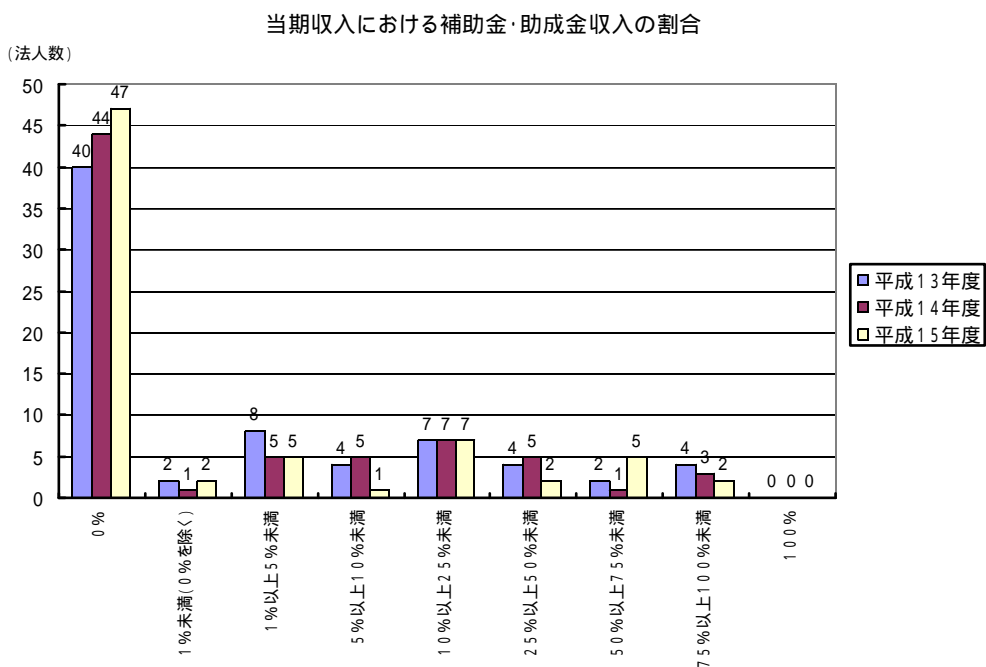
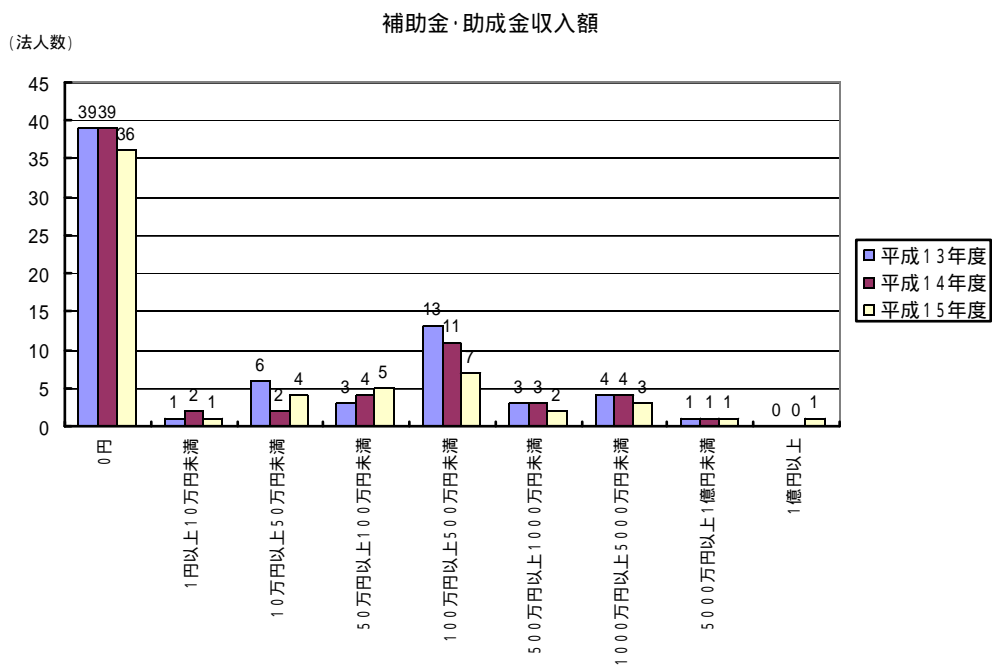
寄附金収入額の平均は、平成13年度が88万円、14年度が82万円、15年度が57万円と減少している。



オ 補助金・助成金収入額及び補助金・助成金収入割合

補助金・助成金収入のない法人が多い。

補助金・助成金収入額の平均は、平成13年度が238万円、14年度が263万円、15年度が380万円と増加している。

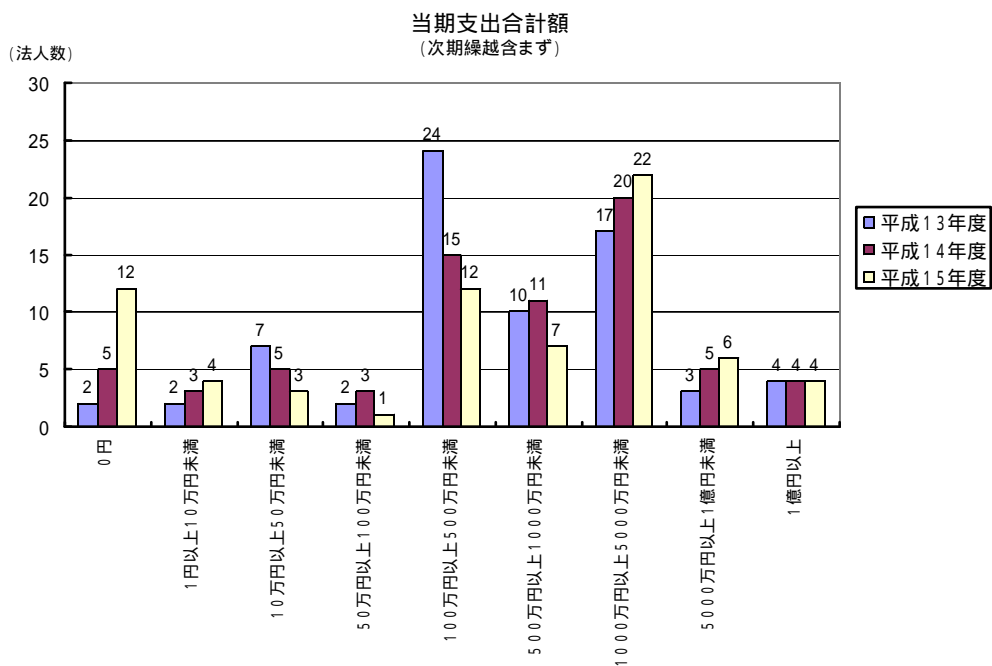


カ 支出合計額及び支出内訳

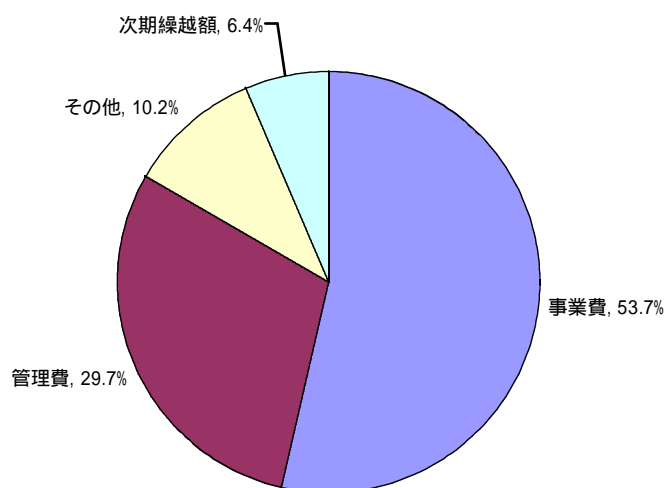
当期支出合計額は、1,000万円以上5,000万円未満が、平成15年度は22法人(31%)と最も多い。平成15年度の最高額は、4億274万円となっている。

当期支出合計額の平均は、平成13年度が2,187万円、14年度が2,783万円、15年度が3,035万円と増加している。

支出内訳は、事業費が53.7%と過半を占める。



次期繰越額を含めた支出内訳(平成15年度)

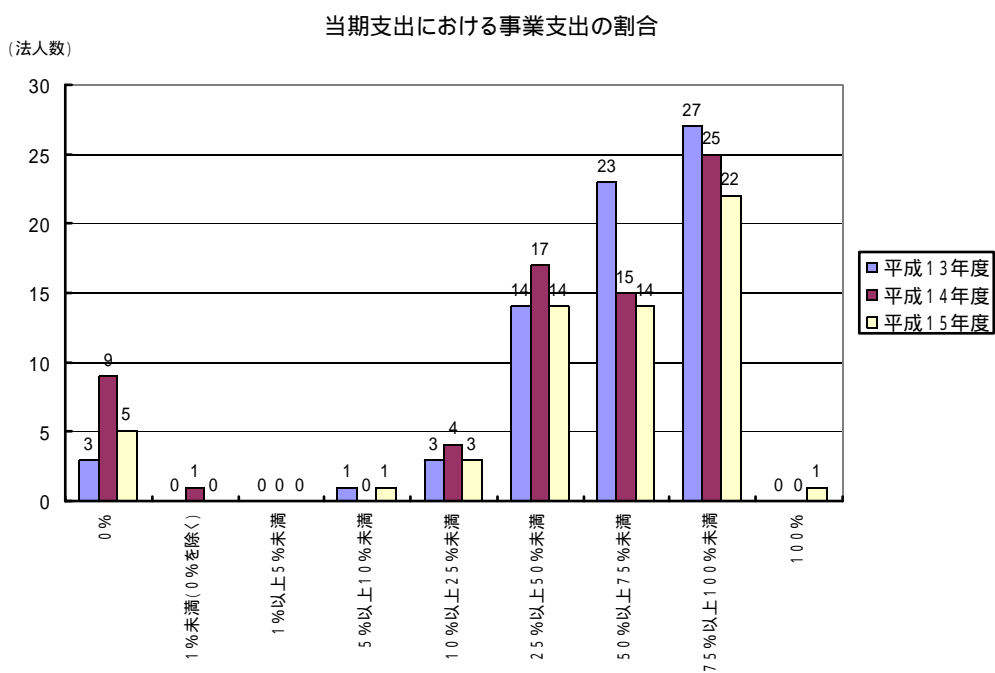
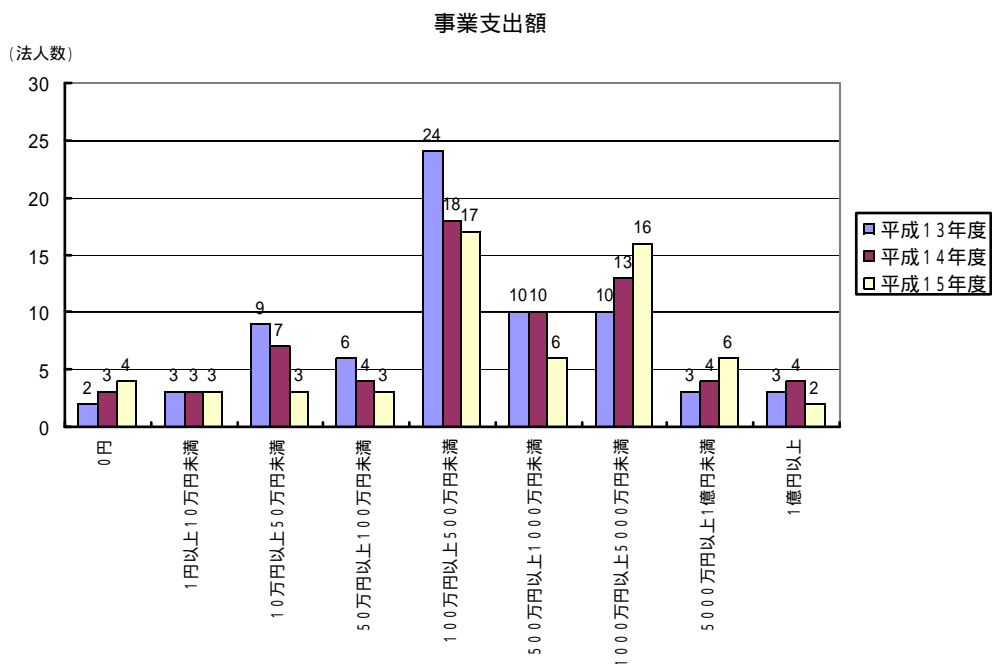


キ 事業支出額及び事業支出割合

事業支出額は、100万円以上500万円未満が最も多い。

事業支出額の平均は、平成13年度が1,598万円、14年度が1,933万円、15年度が1,742万円となっている。

当期支出合計額のうち事業費が占める割合は、75%以上100%未満の法人が多い。

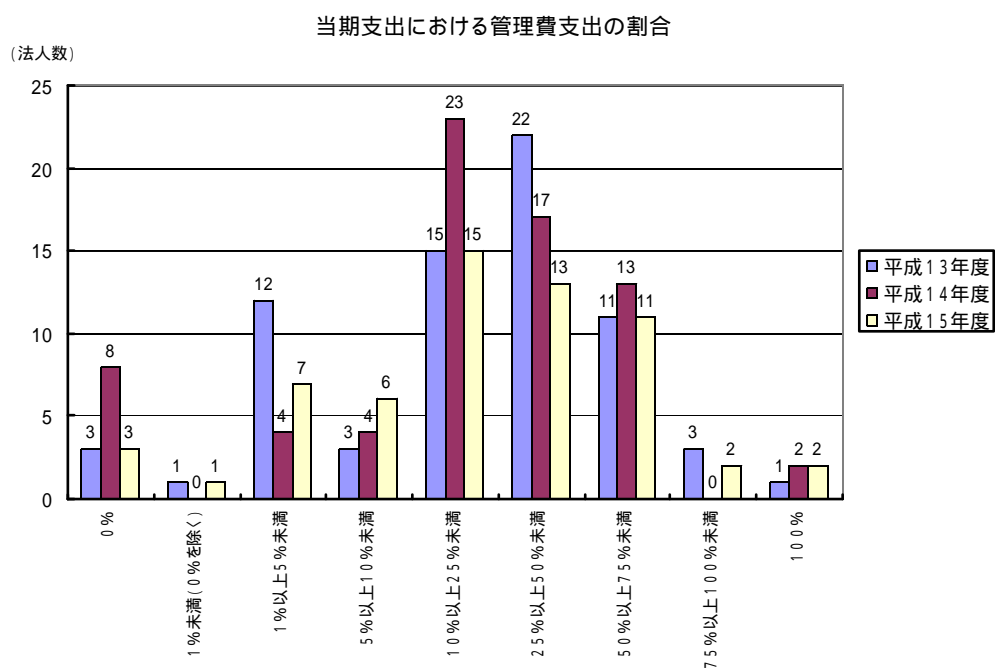
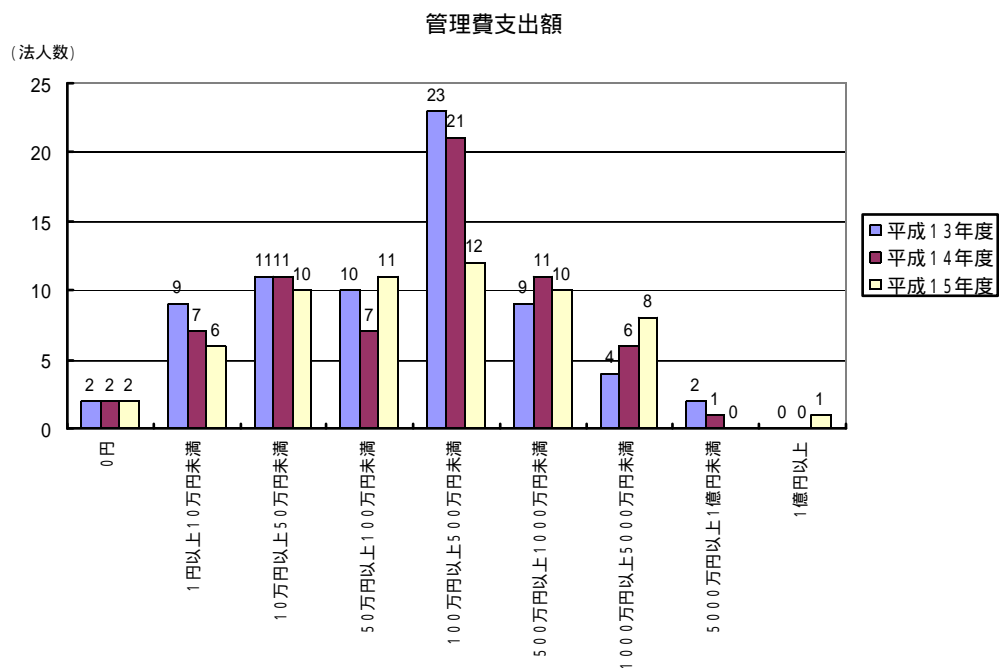


ク 管理費支出額及び管理費支出割合

管理費支出額は、100万円以上500万円未満が最も多い。

管理費支出額の平均は、平成13年度が444万円、14年度が480万円、15年度が962万円と増加している。

当期支出合計額のうち管理費が占める割合は、10%以上25%未満の法人が多い。



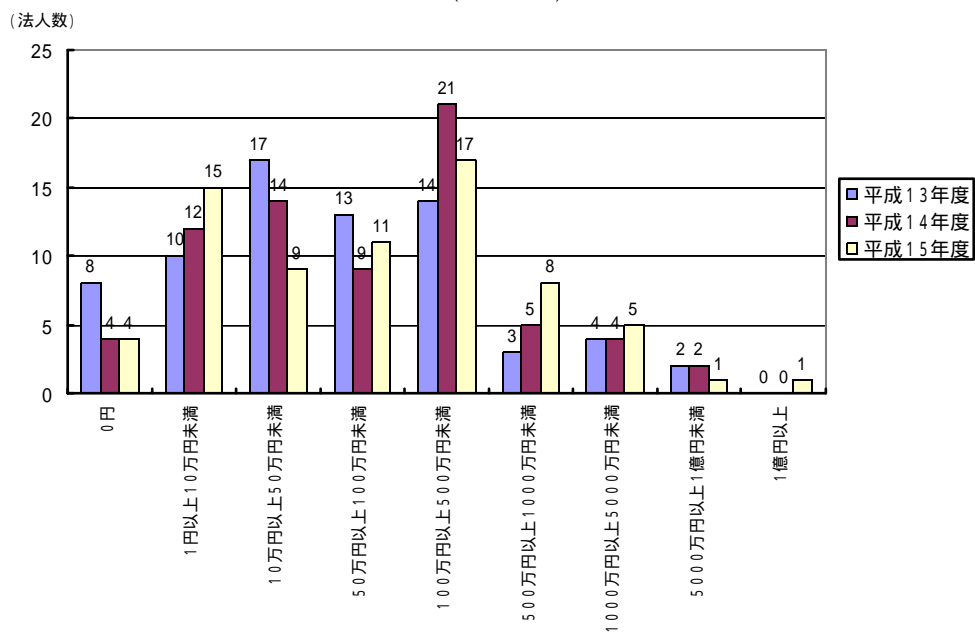
ケ 内部留保額及び内部留保割合

内部留保額（法人が次期以降に繰り越す額）は、100万円以上500万円未満が最も多い。

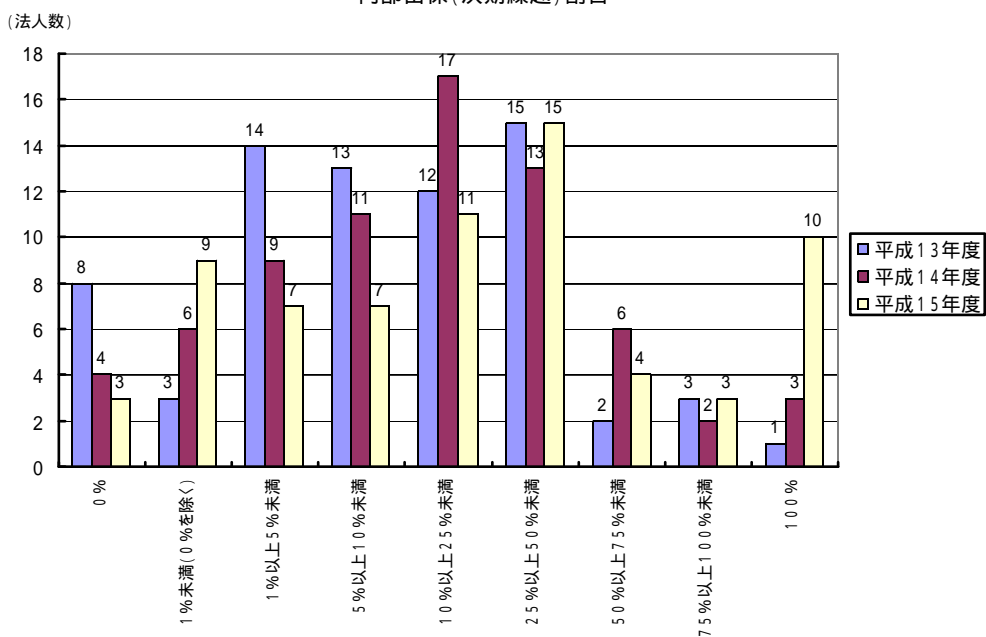
内部留保額の平均は、平成13年度が446万円、14年度が263万円、15年度が208万円と減少している。

支出合計額のうち内部留保額が占める割合は、25%以上50%未満の法人が多い。

内部留保(次期繰越)額



内部留保(次期繰越)割合



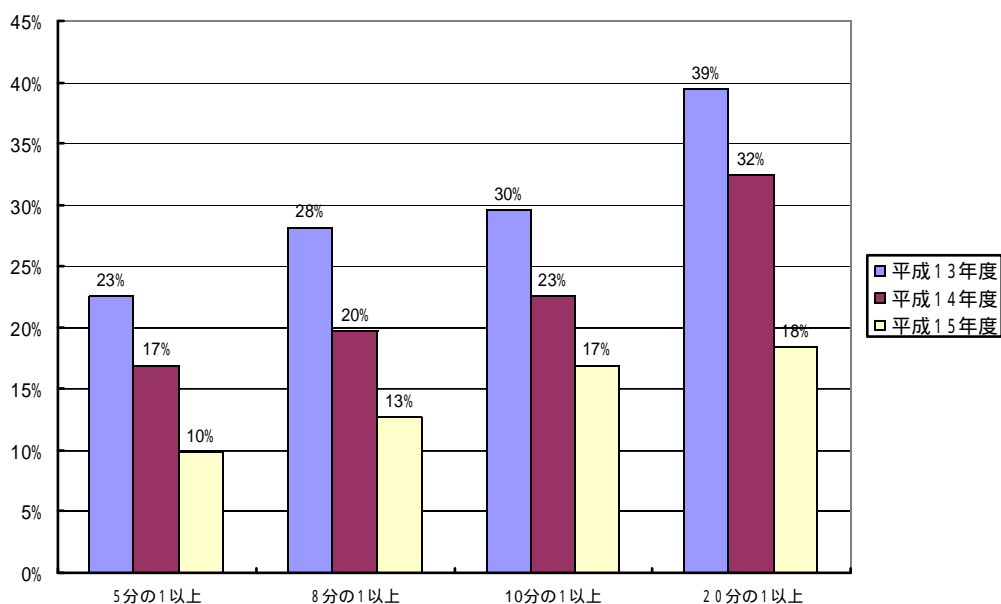
2 認定NPO法人シミュレーション

認定NPO法人のパブリックサポートテストの主要な要件の1つに、寄附金収入の割合が総収入の5分の1以上という基準があるが、この基準を緩和した場合、認定要件を満たす法人の割合がどの程度増えるかを調べた。(実際には直前の2事業年度で要件を満たす必要があるほか、1者あたりの寄附額などの条件があるが、これらは考慮しない。)

平成13年度においては、必要な寄附金の割合を下げたところ、要件を満たす法人の割合が増えた。しかし、平成15年度では、要件の割合を下げてても効果が少ない。これは、法人が事業を継続していく過程において、事業が軌道に乗り、寄附金収入の依存割合を下げているものと読み取ることができる。

認定NPO法人の要件緩和については、寄附金の割合を下げることもさることながら、法人成立後、早期に申請ができるように改善することが重要である。

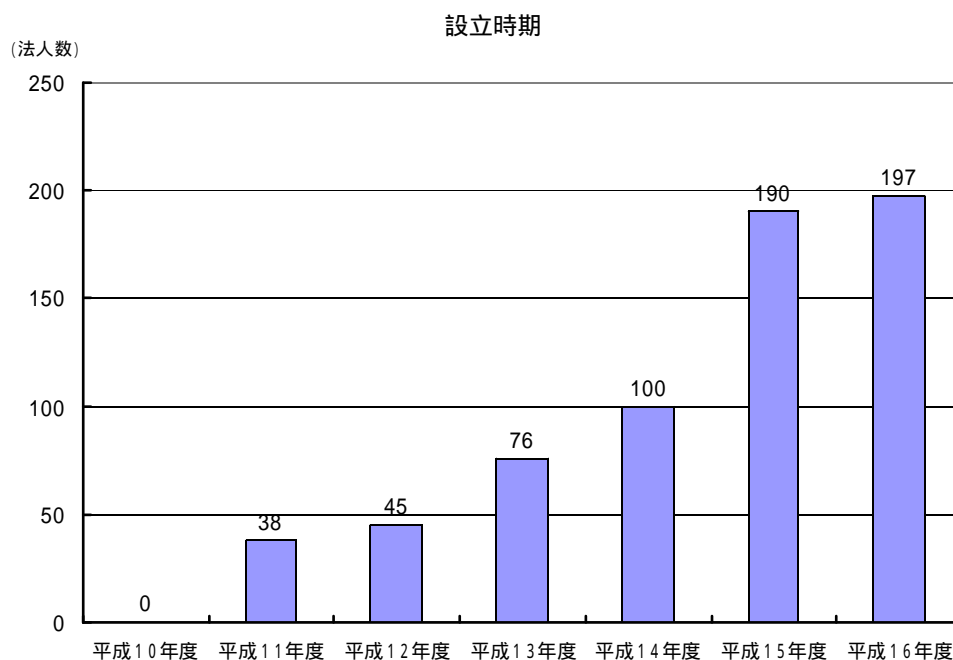
認定NPO法人シミュレーション



3 参考 特定非営利活動法人の概要

(1) 設立時期

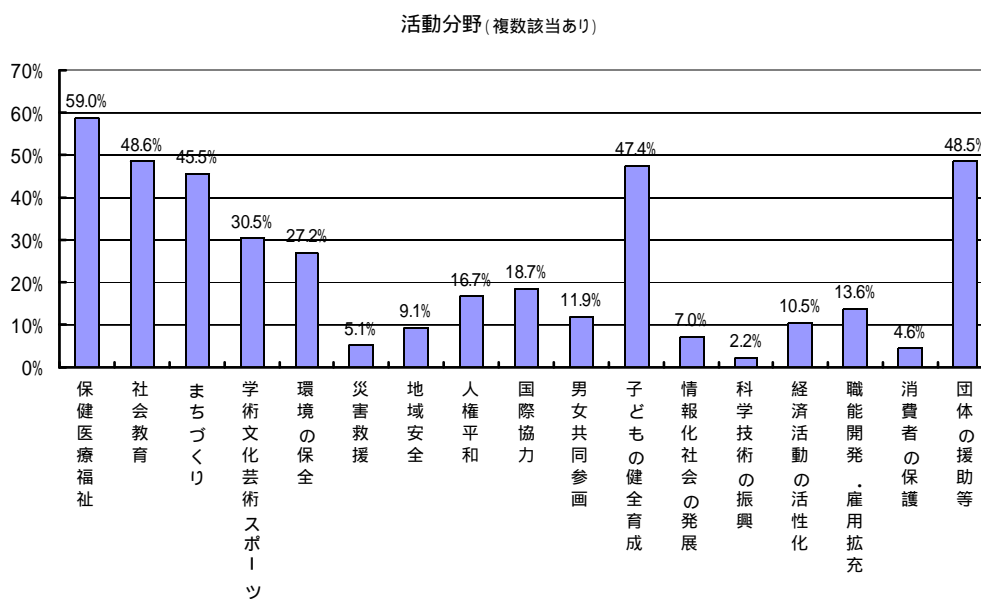
平成15年度以降に設立された法人が全体の約6割を占める。



(2) 活動分野

保健、医療又は福祉の増進を図る活動が最も多く、6割近くの法人が該当。次いで、社会教育の推進を図る活動、子どもの健全育成を図る活動、団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動、まちづくりの推進を図る活動が5割弱と多い。

複数の分野に該当している場合があり、平均すると、1法人につき4分野程度該当している計算になる。



(3) その他の事業

定款にその他の事業（ 17分野に該当しない事業）の規定のある法人は、約 3割となっている。

